

## 3. 法学部・法学研究院

- I 法学部・法学研究院の研究目的と特徴・・・3－2
- II 「研究の水準」の分析・判定・・・・・・・・・・3－4
  - 分析項目 I 研究活動の状況・・・・・・・・・・3－4
  - 分析項目 II 研究成果の状況・・・・・・・・・・3－11
- III 「質の向上度」の分析・・・・・・・・・・3－15

## I 法学部・法学研究院の研究目的と特徴

### 1. 研究目的

本研究院では、九州大学学術憲章を踏まえ、各専攻分野の特性を活かしつつ、「地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開する」ことを研究の目的としている。

### 2. 研究成果に関する方針（OP、アウトカム・ポリシー）

1. の「研究目的」を達成するため、法や政治の研究を不可欠の要素とする総合的研究分野の開発に向け、部門間で協力して取り組むとともに、他の学問領域との連携も進めている。

また、国際社会・国・地域に対して果たす役割を認識し、学内外の多様な次元で展開される法や政治に関する研究活動をコーディネートするなど、研究面での社会との連携・協力を推進している。

### 3. 研究組織運営に関する方針（MP、マネジメント・ポリシー）

研究目的全体を見すえた諸施策を系統的かつ効果的に企画・実施・評価するため、①研究組織・体制に関しては、各専攻分野に対応する形で、法学部に学科目を、法学研究院に部門・講座を設置し、総合人事委員会が中心となり、人事運用を強化している。②研究支援・推進体制に関しては、研究体制検討委員会が中心となり、法学・政治学分野において水準の高い研究を実施するための組織体制を強化している。③内部質保証（評価・改善）に関しては、研究院長のリーダーシップのもと、部局評価委員会が各委員会と連携して、部局の諸活動の質保証と改善に資する評価活動を実施している。④情報公開に関しては、自己評価委員会、広報委員会、ホームページ管理委員会が連携して、部局の諸活動に関する最新の正確な情報を恒常的かつ継続的に公開・発信している。

### 4. 研究基盤整備に関する方針（IP、インフラストラクチャー・ポリシー）

2. の「研究成果」に関する方針を実施するため、①研究施設・設備に関しては、研究室主任及び部局図書委員会を設け、研究室等の整備ならびに図書及びデータベースの充実等、研究環境の充実に努めている。

②研究資金調達に関しては、大型科研費の獲得を中心に、戦略的な取組を行っている。

5. このように、本研究院では、研究目的及び方針を明確に定めた上で、目的の達成へ向けた研究活動を行っており、本研究院における特徴的な取組として、裁判所や弁護士会など他機関との共同研究といった、実績のある取組の継続・発展、司法書士等に対する法務研修、タイ国裁判官に対する研修といった新たな取組の積極的展開のほか、学術交流協定を締結した外国の大学との活発な交流による国際的共同研究の展開などが挙げられる。

以上の研究目的と特徴は、本学の中期目標記載の基本的な目標「研究においては、卓越した研究者が集い成長していく学術環境を充実させ、世界的水準での魅力ある研究や新しい学問分野・融合研究の発展及び創成を促進する。また、環境・エネルギー・健康問題等人類が抱える諸課題を総合的に解決するための研究を強力に推進し、国際社会・国・地域の持続可能な発展に貢献する。」を踏まえている。

#### [想定する関係者とその期待]

以上のように、本研究院は、「各専攻分野の特性を活かしつつ、地域社会・日本社会・ア

## 九州大学法学部・法学研究院

アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開し、「他の学問領域との連携を進め」、「研究成果を社会に還元するため、研究面での社会との連携・協力を推進する」という本研究院の目的の達成につき、関連する学会、地域社会、国、地方自治体、国際社会等から期待されている。

## Ⅱ 「研究の水準」の分析・判定

## 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

## 観点 1-1 研究活動の状況

(観点に係る状況)

## 1-1-(1) 論文・著書等の研究業績や学会での研究発表の状況

研究理念・目的及び研究目標を達成するため、各教員が、それぞれの専攻分野の特性を活かし、リサーチポリシーに基づいた高水準の研究活動を行っている。

論文の発表状況を見ると、第1期における論文の発表数が年平均45であったのに対し、第2期では94と倍増している(資料1)。

著書等に関しては、各部門の教員が専門書を中心に公表しており(資料2)、法学界で活躍する気鋭の若手研究者20名の執筆による法学入門書(後掲資料18、13頁)、法学・政治学論文の書き方を日中両国語で紹介した文献(後掲資料19、14頁)など、学術面及び社会、経済、文化面で高い評価を得ているものも多い。

学会での研究発表の状況を見ても、各年度、国内外において研究発表を行っており、当該分野における日本人研究者として最初の包括的研究報告を行うなど(後掲資料16、11～12頁)、本研究院の研究目的に沿った研究活動を行っていると言える(資料3)。

## ○資料1 論文の発表状況

部門	査読	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基礎法学部門	有	0	1	1	0	0	1
	無	9	3	6	3	3	0
公法・社会法学部門	有	7	4	1	5	1	1
	無	28	23	23	26	17	12
国際関係法学部門	有	1	2	2	7	4	3
	無	8	7	14	8	6	0
実務法学部門	有	5	8	2	2	0	0
	無	23	20	35	30	18	8
政治学部門	有	7	2	4	1	1	0
	無	6	4	6	8	8	4
民刑事法学部門	有	2	0	0	1	3	0
	無	31	31	10	15	13	10
上記の部門に属さない教員	有	2	0	1	0	0	0
	無	0	1	2	1	3	0
合計		129	106	107	107	77	39

## ○資料2 著書等の公表状況

部門		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基礎法学部門	一般書	0	0	0	0	0	1
	専門書	2	1	3	1	2	0
公法・社会法学部門	一般書	2	0	7	3	3	1
	専門書	8	6	3	6	5	4
国際関係法学部門	一般書	4	2	0	2	1	0
	専門書	7	2	10	3	1	0
実務法学部門	一般書	0	4	4	1	2	1
	専門書	5	9	5	9	5	1
政治学部門	一般書	0	1	0	1	0	1
	専門書	2	1	1	5	4	0
民刑事法学	一般書	0	1	4	4	2	3

## 九州大学法学部・法学研究院 分析項目 I

部門	専門書	3	7	3	9	5	1
上記の部門に 属さない教員	一般書	0	1	2	0	0	0
	専門書	1	0	0	0	0	0
合計	一般書	6	9	17	11	8	7
	専門書	28	26	25	33	22	6

## ○資料3 学会での研究発表等の状況

部門	種類	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基礎法学部門	国際	0	2	2	4	3	5
	国内	0	3	1	5	1	3
公法・社会法学部門	国際	4	1	4	5	0	0
	国内	4	11	9	3	4	3
国際関係法学部門	国際	17	8	14	12	10	4
	国内	7	9	5	7	2	6
実務法学部門	国際	3	2	1	4	1	1
	国内	4	8	4	3	8	3
政治学部門	国際	6	4	10	5	5	2
	国内	13	7	9	3	5	1
民刑事法学部門	国際	0	3	2	0	0	0
	国内	7	3	6	7	5	5
上記の部門に 属さない教員	国際	0	2	0	0	0	0
	国内	1	3	2	1	0	0
合計	国際	30	22	33	30	19	12
	国内	36	44	36	29	25	21

## 1-1-(2) 競争的資金受入状況、受託研究受入状況、寄附金受入状況、

本研究院では、中期目標において科学研究費補助金（以下、「科研費」）の獲得に努めることを掲げ、平成22年度に「大型科研等申請奨励資金」の制度（基盤研究S、A等の大型科研費に申請したが採択されなかった場合に、部局の資金から研究費を補助し、次年度申請を奨励する）を設けるなど、部局全体として科研費の申請・獲得に取り組んでおり、第1期では獲得できなかった基盤研究Sを獲得するなどの成果を得ている（資料4）。

## ○資料4 科学研究費補助金獲得状況

年度		特定 領域 研究	基盤 研究 (S)	基盤 研究 (A)	基盤 研究 (B)	基盤 研究 (C)	若手 研究 (B)	挑戦的 萌芽 研究	特別 研究員 奨励費	研究 活動 スタート 支援	総合計
平成 22	件数	1	0	1	5	18	16	2	1	1	45
	直接経費（千円）	1,500		6,300	13,100	17,100	14,000	2,200	300	750	55,250
	間接経費（千円）	0		1,890	3,930	5,130	4,200	0	0	225	15,375
	合計（千円）	1,500		8,190	17,030	22,230	18,200	2,200	300	975	70,625
平成 23	件数	0	1	2	5	19	16	2	5	1	51
	直接経費（千円）		11,900	18,200	15,100	17,700	12,600	1,700	2,600	1,000	80,800
	間接経費（千円）		3,570	5,460	4,530	5,310	3,780	510	0	300	23,460
	合計（千円）		15,470	23,660	19,630	23,010	16,380	2,210	2,600	1,300	104,260
平成 24	件数	0	1	1	4	20	12	3	2	2	45
	直接経費（千円）		8,100	13,600	11,000	18,500	7,900	2,600	1,000	1,700	64,400
	間接経費（千円）		2,430	4,080	3,300	5,550	2,370	780	0	510	19,020
	合計（千円）		10,530	17,680	14,300	24,050	10,270	3,380	1,000	2,210	83,420
平成 25	件数	0	1	1	5	17	10	1	1	1	37
	直接経費（千円）		9,000	6,500	20,200	18,900	7,100	700	600	1,000	64,000
	間接経費（千円）		2,700	1,950	6,060	5,670	2,130	210	0	300	19,020
	合計（千円）		11,700	8,450	26,260	24,570	9,230	910	600	1,300	83,020

## 九州大学法学部・法学研究院 分析項目 I

平成 26	件数		1	1	5	19	0	2	1	0	29
	直接経費（千円）		14,900	7,900	13,200	21,400	0	1,300	800	0	59,500
	間接経費（千円）		4,470	2,370	3,960	6,420	0	390	0	0	17,610
	合計（千円）		19,370	10,270	17,160	27,820	0	1,690	800	0	77,110

科研費以外の競争的資金についても、政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金等の資金を受け入れており（資料5）、国際社会・国・地域に対して果たす役割を認識し、研究面での社会との連携・協力を推進していると言える。

## ○資料5 その他競争的資金受入状況

競争的資金の種別		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
外国人留学生国際交流事業	件数	0	0	1	0	0	0
	金額	0	0	1,200,000	0	0	0
政府開発援助ユネスコ活動費補助金	件数	0	1	1	1	1	0
	金額	0	4,989,700	5,500,000	6,700,000	6,300,000	0
政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）	件数	0	0	1	1	1	1
	金額	0	0	13,227,000	30,716,000	40,851,000	34,315,000

受託研究については、年平均11件、金額にして2千万円を受け入れており（資料6）、「持続可能な地域づくりに向けた総合計画策定プロセスに関する研究」、「国境を越えたデータ流通に関する課題の調査」といった、本研究院の研究目的に沿った研究活動を行っている（資料9、7頁）。

## ○資料6 受託研究受入状況

年度	件数（件）	金額（円）
平成22年度	9	21,818,595
平成23年度	10	26,334,601
平成24年度	11	16,513,537
平成25年度	12	24,720,992
平成26年度	13	18,967,796
総合計	55	108,355,521

寄付金については、資料7に示すとおりであり、第1期（総合計60,909千円）と比較し受入額が倍増した。

## ○資料7 寄付金受入状況

年度	件数（件）	金額（円）
平成22年度	82	35,620,000
平成23年度	81	27,610,550
平成24年度	78	30,733,000
平成25年度	98	23,863,000
平成26年度	80	23,695,000
総合計	419	141,521,550

## 1-1-(3) 競争的資金による研究実施状況、受託研究の実施状況

競争的資金による研究では、国際シンポジウムの実施、諸外国の大学との重層的な交流関係の確立といった成果を得ている（資料8）。

## ○資料8 競争的資金による研究の実施状況

競争的資金	研究実施状況
平成26年度スーパーグローバル大学創成支援（SHARE-Q）	1) 法学府国際コースのCSPA（Comparative Studies of Politics and Administration in Asia）コースにおいて <b>国際シンポジウムを実施</b> 2) 法学府国際コースIEBL（国際経済ビジネス法、LL.M.：英語による法学修士課程プログラム）20周年記念シンポジウムにおけるプロモーション及びOBとのネットワーク強化 3) <b>諸外国の大学との交流の再構築と、重層的な交流関係の確立</b> 26年度にタイ・チュランロンコン大学、オランダ・ティルブルグ大学、国立台湾大学法律学院との間で、学生交流等に関する協議を実施

また、受託研究では、「持続可能な地域づくりに向けた総合計画策定プロセスに関する研究」、「国境を越えたデータ流通に関する課題の調査」といった研究が実施されており（資料9）、本研究院が研究の目的とする「地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開する」に沿って、研究活動を実施していることがわかる。

## ○資料9 受託研究の実施状況

研究期間（年度）	研究題目等	協力機関名
H23	国境を越えたデータ流通に関する課題の調査	（株）三菱総合研究所
H23	適合性評価の社会的役割と法的課題	（株）三菱総合研究所
H23	技術情報共有空間モデル	東日本高速道路株式会社
H24	企業間連携及び知的財産権の扱いに関する支援	ムラタオフィス（株）
H24	自由貿易体制における適合性評価の法的位置づけ	（株）三菱総合研究所
H25	IT融合による新社会システムの開発・実証プロジェクト／（ヘルスケア分野）次世代医用クラウドシステムによる脳卒中に関する統合診断支援プラットフォームの構築	（株）NTTデータ経営研究所
H26	持続可能な地域づくりに向けた総合計画策定プロセスに関する研究	委託者；由布市（受入部局：工学研究院）
H26-H27	ネットワークにおける有意義な情報の伝搬に関する研究	（株）TUKURU
H26-H27	革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）／「脳情報の可視化と制御による活力溢れる生活の実現」における標準化・倫理検討	委託者：科学技術振興機構

## 1-1-(4) その他研究目的に沿った研究活動の状況

その他研究目的に沿った研究活動の状況を以下に述べる。

福岡県の司法書士や行政書士に対し、第1期から継続して司法研修を実施しているが、受講者が増加し（例えば司法書士会に対する研修では、第1期受講者80名に対し、第2期では150～250名）、受講者の満足度も高いことがわかる（資料10）。

## ○資料 10 研究目的に沿った研究活動の状況

## 福岡県司法書士会司法研修

実施年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数 (回)	4	4	4	4	3
人数 (人)	計 250	計 250	計 200	計 250	計 150
主なテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不動産登記業務に関する司法書士の専門家責任」</li> <li>・「会社法の今日的課題～M&amp;Aを中心として」</li> <li>・「民法（債権法）形成のポイントと司法書士業務への影響」</li> <li>・「知的財産法について」</li> </ul>				

## 福岡県行政書士会司法研修

実施年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
回数 (回)	1	1	1	1
人数 (人)	100	100	30	50
主なテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「現代民法学の課題」</li> <li>・「債権法の改正と展開」</li> <li>・「現代相続法の課題」</li> </ul>			
受講者による評価 (福岡県行政書士 会報より抜粋)	4日間という通常の研修会よりかなり長い研修ですが、ご出席の皆様は集中を途切れさせることなく大変熱心に受講されていました。(略) 多様な相続の問題を抱えた依頼者の話を伺うとき、あらゆる場面での判例を交えてのこの講義が役に立ってくることを実感致します。			

国内国際政策形成・学術振興への寄与活動に関しては、第1期は38件であったのに対し、第2期は128件と増加し、中でも、第1期では見られなかった国際政策形成への寄与活動の件数が増えていることが特徴として挙げられる(資料11)。

## ○資料 11 国内国際政策形成・学術振興への寄与活動

平成 22 年度から平成 26 年度 128 件

	寄与活動(例)	期間
国内	内閣府 情報公開・個人情報保護審査会審査会委員	H22～24
	厚生労働省 社会保障審議会専門委員	H24～26
	特許庁 工業所有権審議会審議会臨時委員	H22～25
	福岡県情報公開審査会委員	H22～25
	福岡県 産業廃棄物最終処分場等に係る調査専門委員会委員	H25～26
	須恵町 情報公開・個人情報保護審査会委員	H22～25
	高知県電子自治体推進協議会 顧問	H22～25
	独立行政法人国立病院機構九州医療センター 治験審査委員会委員, 倫理審査委員会, 利益相反審査委員会	H26
国際	独立行政法人国立文化財機構 運営理事会理事(アジア太平洋無形文化遺産研究センター運営理事会理事)	H24～25
	独立行政法人国際協力機構 JICA 研修員に対するジェネラルオリエンテーション 講義「日本の政治と行政機構」講師	H24
	ALAI JAPAN(日本国際著作権法学会) 理事	H24～25
	外務省アジア太平洋州局 「第7回太平洋・島サミットに向けた有識者会合」委員	H26
	法務省 法制審議会国際裁判管轄法制部会幹事	H26

初等・中等教育への貢献状況に関しても、第1期評価期間において16件であったのに対し、第2期評価期間は55件と増加しており、本研究院の教員が、九州・山口地区の各県の高校へ積極的に出向き、出前授業等を行っていることが把握できる(資料12)。

## ○資料 12 初等・中等教育への貢献状況

年度	内容・学校名等	件数
H22	出前授業「市民と裁判－刑事裁判への市民の参加－」鹿児島県立甲南高等学校、ほか	11
H23	出前授業「規範から社会を見る－法学・政治学を学ぶことの意義」佐賀県立唐津東高等学校、ほか	14
H24	出前授業「『平等』な世界／『不平等』な世界－国際社会から何が見えるか－」山口県立宇部高等学校、ほか	12
H25	出前授業「法律や政治を学ぶ意味」福岡県立八女高等学校、ほか	10
H26	出前授業「立憲主義について考える－司法権の独立と砂川事件－」福岡県立明善高等学校、ほか	8

このほか、諸外国を対象とした高度専門職業人教育活動（タイ王国最高裁判所裁判官への研修等）を継続して実施しており、中国若手行政官等長期育成支援事業（中国若手行政官の日本留学を通じて、日中両国間の政府レベルでの相互理解の増進に寄与することを目的とする）といった新規の事業も行っている（資料 13）。

## ○資料 13 諸外国を対象とした高度専門職業人教育活動

年度	研修コース名等	学生／研修生の主な所属国
H23	タイ王国最高裁事務総局との連携によるタイ王国裁判官・事務官を対象としたディプロマ・プログラムを実施	Thailand
H24～26	タイ王国最高裁判所の受託事業（裁判官研修）	Thailand
H25	King Prajadhipok's Institute (KPI), an academic institution under the supervision of the National Assembly of Thailand (タイ) 受託研修	Thailand
H26	タイ国立開発行政大学院大学受託研修	Thailand
H26	中国若手行政官等長期育成支援事業 外務省招へい事業。人材育成支援無償事業（JDS）の後継事業として、2013 年度より受入れを開始。若手行政官の日本留学を通じて、中国政府内に親日派・知日派を育成することにより、日中両国間の政府レベルでの相互理解の増進に寄与することを目的としている。	中国

さらに、ブータン王国における文化遺産法整備支援といった社会貢献活動も行っている（資料 14）。

## ○資料 14 その他の優れた社会貢献活動

年度	内容
H23～	<b>ブータンの文化遺産関係法の整備を支援</b> 国際文化遺産法を専門とする本研究院の教授が、平成 23 年度から、文部科学省の政府開発援助ユネスコ活動費補助金を獲得し、ブータンの文化遺産関係法の整備を支援している。

以上のように、本研究院では、「研究面での社会との連携・協力を推進する」というアウトカム・ポリシーに沿って、研究活動を行っている。

（水準）

期待される水準を上回る

（判断理由）

研究理念・目的及び研究目標を達成するため、各専攻分野の特性を活かし、先端的流動的分野にも柔軟に対応できるよう六つの部門及び 11 の講座を設置し、個々の教員の研究活動を組織的に支援する体制を整えた上で、リサーチポリシー（研究 3 ポリシー）に基づ

いた高水準の研究活動を行っている。

論文・著書等の研究業績については、第 1 期と比較して論文数が倍増している。学会での研究発表の状況については、国内外において活発な研究発表を行っており、後掲資料 16 (11～12 頁) に示すように、特に全世界から選抜されて特別講義を行うハーグ国際法アカデミーに教員が招待されたことは、世界から高い評価を受けていることの証しである。

競争的資金等による研究実施状況については、基盤研究 A 以上の大型研究費を恒常的に獲得しているが、平成 22 年度より、「大型科研等申請奨励資金」の制度（科研費 S、A 等の大型科研費に申請したが採択されなかった場合に、部局の資金から研究費を補助し、次年度申請を奨励する）を設け、科研費の申請・獲得に向け、部局全体として取り組んでいる。

また、第 1 期から継続して実施している司法研修では、第 1 期と比較して受講者が増加し、受講者の満足度も高い。

さらに、諸外国を対象とした高度専門職業人教育活動では、タイ王国裁判官・事務官を対象としたディプロマ・プログラム等を第 1 期から継続して実施しているほか、中国若手行政官等長期育成支援事業といった新規の事業も行っている。

以上のことから、本研究院の研究活動の状況は、関連する学会、地域社会、国、地方自治体、国際社会等関係者から期待される水準を上回ると判断される。

## 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

## 観点 2-1 研究成果の状況

(観点に係る状況)

## 2-1-(1) 学部・研究科等の組織単位で判断した研究成果の質の状況

組織単位で判断した研究成果の質の状況について述べる。

資料 15 に示した『条解不動産登記法』は、登記の専門実務家（司法書士・土地家屋調査士）と本研究院の教員との共同執筆で、わが国で最も詳細な不動産登記法の逐条解説書となっている。

## ○資料 15 組織単位での研究成果の質の高さを示す論文等

研究者	タイトル	掲載誌	研究概要（研究内容、外部からの評価等）
七戸 克彦	『事例研究・民事法（第2版）I・II』	著書、日本評論社 (2013. 4)	法科大学院での教育用に開発した、 <b>民法・商法・民事手続法（民事訴訟法・民事執行法・民事保全法など）の複合した長文の事例問題集</b> 。 2008年刊行の「第1版」が非常に好評で増刷を重ねたため、「第2版」の刊行となった。
七戸 克彦	『条解不動産登記法』	著書、弘文堂 (2013. 5)	<b>登記の専門実務家（司法書士・土地家屋調査士）と研究者の共同執筆による、不動産登記法に関するわが国で最も詳細なコンメンタール</b> 。 わが国で最も詳細な不動産登記法の逐条解説書であると同時に、司法書士・土地家屋調査士の連合会（日司連・日調連）がはじめて共編を行った書籍であり、かつ、各項目に関して研究者と専門実務家が共同執筆を行った点でも、わが国最初の書物である。
南野 森	南野森（編）『憲法学の世界』	日本評論社 (2013. 7)	<b>憲法総論・統治機構論・人権論の全分野に及ぶ 19本の論攷集</b> 。 憲法学の背景にある歴史や理論を丁寧に語り、憲法学の世界の魅力を十分に伝える良書であり、執筆者も学界を代表する気鋭の若手を集めている。これだけのメンバーを揃え出版したことに、 <b>学界から高い評価</b> が寄せられている。
上田 竹志	任意的当事者変更について	民事訴訟雑誌 60号 (2014. 3)	日本における任意的当事者変更制度のあり方について、母国ドイツの1940年代以降の議論を踏まえつつ、 <b>我が国の民訴法制度と整合的で、かつ利用可能性の高い解釈論の提唱</b> を試みた。 本論文は、2012年度日本民事訴訟法学会大会における個別報告の内容をまとめたものであり、 <b>日本民事訴訟法学において最も権威ある論文雑誌である「民事訴訟雑誌」に掲載</b> された。

資料 16 に示した「知的財産に関する準拠法及び国際管轄に関する総括報告」は、日本人研究者としては唯一の総括報告であるとともに、20か国の状況をカバーするもので、この分野に置く最初の包括的比較法研究報告となっている。

## ○資料 16 組織単位での研究成果の質の高さを示す学会報告等

研究者	タイトル	学会名	研究概要（研究内容、外部からの評価等）
河野 俊行	知的財産に関する準拠法及び国際管轄に関する総括報告	国際比較法アカデミー	第18回国際比較法アカデミー研究大会における <b>知的財産と国際私法に関するセッションの総括報告</b> であり、 <b>日本人研究者としては唯一の総括報告</b> であった。 <b>20か国の状況をカバーするもので、この分野に置く最初の包括的比較法研究報告</b> である。総括報告と各国報告は英国の Hart 社にピアレビューを経て受理され、2012年に出版された。

## 九州大学法学部・法学研究院 分析項目Ⅱ

河野 俊行	Efficiency in Private International Law	Hague Academy of International Law	This presentation consisted of five lectures on the following topics: (1) Development of Methodology; (2) Uniform Law and Private International Law; (3) Uniform Private International Law; (4) Intellectual Property and Private International Law; (5) Cross-border Insolvency and Private International Law. My lectures were given at the Hague Academy of International Law in 2013. They were so well-received that I was invited to publish my manuscript in the Academy's pocket book series. <b><u>Only three speakers from all invited speakers, in the case of this year out of 17 speakers (8 from public international law and 9 from private international law), can be invited to publish in this series. I am the only speaker from the field of private international law.</u></b>
柳原 正治	Significance of the History of the Law of Nations in Europe and East Asia	Hague Academy of International Law	Significance of the History of the Law of Nations in Europe and East Asia と題する <b><u>連続講義(5回)を、全世界から集まった、約300名の聴講生たちに対して行った。</u></b> The Hague Academy は、1923年に創設された、長い伝統をもつ機関であり、毎年7月と8月に、国際公法と国際私法のセッションに分かれて、全世界から選りすぐりの講師(毎年それぞれ7名)が選抜されて特別講義を行う。とくに <b><u>国際公法のセッションでは、この講師に選抜されることは、世界一流の国際法学者であることの証しである</u></b> とみなされている。

さらに、ユネスコ国内委員会委員長としてユネスコ記憶遺産の選定に携わっているなど(資料17)、各教員は、それぞれの専攻分野の特性を活かしつつ、「地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究」を展開していることがわかる。

## ○資料17 組織単位での研究成果の質の高さを示すその他の研究活動

研究者	タイトル	研究概要(研究内容、外部からの評価等)
河野 俊行	国内、国際政策形成、及び学術振興等への寄与活動	<b><u>ユネスコ国内委員会文化活動小委員会委員長。</u></b> 日本政府からユネスコに対し、世界遺産をはじめとするユネスコの文化面に関する意見を出すにあたっての助言、提言を行う際、文化関連の意見のとりまとめ役を務める。 とりわけ、平成25年度は日本中の注目を集めたユネスコ記憶遺産の選定に携わり、さらにその選定メカニズム構築に尽力した。

## 2-1-(2) 学部・研究科等の研究成果の学術面及び社会、経済、文化面での特徴

研究成果の学術面での特徴としては、韓国の学界・実務界に影響を及ぼしうる研究報告、法学界で活躍する気鋭の若手研究者20名の執筆による法学入門書のように、法や政治の研究を不可欠の要素とする総合的研究分野の開発に向け、部門間の協力、他の学問領域との連携により研究を進め、成果を得ている(資料18)。

## ○資料 18 研究成果の学術面での特徴を示す研究成果

研究者	タイトル	研究概要	外部からの評価
七戸 克彦	『事例研究・民事法（第2版）Ⅰ・Ⅱ』	法科大学院の教育用に開発した、 <u>民法・商法・民事手続法が複合した長文の事例問題集</u> 。	平成20年刊行の「第1版」が非常に好評で増刷を重ねたため、「第2版」の刊行となった。
南野 森	ミシェル・トロペール（著）／南野森（編訳）『リアリズムの法解釈理論—ミシェル・トロペール論文撰』	フランスで最も権威ある法理論叢書レヴィアタン・シリーズの『トロペール論文集』全3巻から、訳者が10本を選び、既発表訳も全面的に見直し、訳者注と訳者解説を付した上で刊行したもの。 <u>フランスを代表する憲法学者・法哲学者であるミシェル・トロペールの本邦初の論文集</u> となる。	これまで断片的に日本に紹介されてきたトロペールの論文を、10本をまとめて翻訳することで、体系的・全体的な統一を図り、また、豊富・詳細な訳者注を付すことにより、日本の読者の理解を補う配慮をした。 <u>本書の出版により、日本の憲法学界・法哲学界に多大な貢献をなすことができた</u> と思われる。 同書については、 <u>法学セミナー</u> 2013年9月号に長谷部恭男氏（東京大学教授）による書評、 <u>図書新聞</u> 2013年9月21日号に山元一氏（慶應義塾大学教授）による書評が掲載されており、いずれも、 <u>本書の出版を賞賛</u> している。
木佐 茂男	韓国地方自治法学会と九州大学大学院法学研究院の共催による韓国地方自治法学会の実施	2010年8月、韓国地方自治法学会の海外研究学会において、 <u>日本側の座長（責任者）として、全国から地方自治法の専門的研究者を動員し、50名程度が参加して日韓の地方自治法に関する重要課題を報告</u> 。この全記録は、韓国側で社団法人韓国地方自治法学会『地方自治法研究』10巻4号（2010年12月20日号）として刊行され、日本語での報告は原文も含めて掲載されている。 <u>この成果により、2012年にも同学会から韓国での学会共催を招聘された</u> 。	外国の1つの学会（会員500名規模）から、過去の種々の研究交流の蓄積をベースとして、あえて、地方自治法研究者が複数いる本研究院を指名して、学会共催を呼びかけていただいた。 <u>同学会の報告・コメント内容は、韓国の学界・実務界に影響を及ぼしうる</u> 。また、本研究院の対応が、次の韓国での学会共催につながっていることも、学問的内容についての一定の信頼性を保証しているからと思われる。
南野 森	『法学の世界』	編者を含む20人の執筆者が、主要法学科目20科目のそれぞれについて、その魅力や学問上の課題などについてもわかりやすく論じた、 <u>教育的配慮にみちた決定版の法学入門書</u> 。英米独仏の4カ国の海外留学記をも掲載した。	<u>法学界で活躍する気鋭の若手研究者をこれだけの規模で揃えた類書はほかになく</u> 、また、執筆過程において、編者と各執筆者のあいだで細かく内容にわたるやりとりを繰り返すことで、 <u>全体として統一感のある、読者に対するきめ細かい配慮の行き届いた書物</u> に仕上がっている。
南野 森	「憲法—その意味・その特色・その目的」	全国の法学部学生や法科大学院学生が多く購読している月刊誌「 <u>法学セミナー</u> 」（日本評論社）の4月号で、「 <u>法学入門</u> 」の企画を担当し、その巻頭論文として憲法の初學者向けに執筆したものである。	例年同様の企画が法学セミナーの4月号でなされているが、執筆者の選定、執筆の項目・内容のすべてにわたり一人で企画し編集したものはこれまでに例がなく、その結果として、 <u>これまでの同種の企画に比してきわめて高い評価を全国の読者や学界から得た</u> 。
田中 孝男	日本の自治体争訟法務の現状と課題（一）、（二・完）	日本の地方分権改革と争訟制度改革がいかなる内容で自治体の争訟に関する変容や課題を生起しているのかを概観する。	日本公法学会の学会誌『 <u>公法研究</u> 』72号（2010年）の学会展望において、 <u>当該年において重要な論文（行政救済法分野）の一つとして、284頁において、紹介</u> され

			た。
--	--	--	----

社会、経済、文化面での研究成果についても、法学・政治学論文の書き方を日中両国語で紹介した文献が留学生教育に大きく貢献し、法学者と経済学者の共同研究・著作が高い評価を得ている（資料 19）。

○資料 19 研究成果の社会、経済、文化面での特徴を示す研究成果

研究者	タイトル	研究概要	外部からの評価
西 英昭	中国人留学生のための法学・政治学論文の書き方	中国人留学生に焦点を合わせて <b>日中両国語で書かれた、他に類例を見ない「論文の書き方」入門</b> 。留学生の目線に立った実践的な内容を豊富に含み、 <b>留学生教育において質の保証を求められる教員側でも活用可能な好著</b> 。論文作成時における様々な参考資料を紹介した充実の実践コラム付き。	法学研究院における「多言語対応型集団教育による高度法政研究教育の国際化・実質化」特別プロジェクトの成果であり、 <b>法学・政治学論文の書き方を日中両国語で紹介した文献は本邦初であり、留学生教育に大きく貢献</b> するものである。朝日新聞 2015 年 7 月 1 日朝刊（福岡版）においても大きく取り上げられ紹介されている。
七戸 克彦	水法の研究	<b>市場原理の導入による各種資源の再分配に関する法学者と経済学者の共同研究・著作</b> につき、水法の専門家として参加し、 <b>水利権取引に関する各論的考察のほか、各種権利取引の共通性質に関する概括的考察</b> を行った。	法律時報 86 卷 13 号（平成 26 年）学界回顧 118-119 頁〔周藤利一〕に紹介されている。一方、実務への関与としては、福岡県・那賀川の取水問題や、同じく福岡県・遠賀川の河川工作物の無許可問題の <b>処理に関与</b> した（後者に関しては、西日本新聞平成 27 年 9 月 29 日朝刊にコメントが掲載されている）。

（水準）

期待される水準を上回る

（判断理由）

本研究院では、研究理念・目的及び研究目標を達成するため、各教員が、それぞれの専攻分野の特性を活かし、リサーチポリシー（研究 3 ポリシー）に基づいた高水準の研究活動を行っており、次に述べるような研究成果を上げている。

学部・学府等の組織単位で判断した研究成果の質の状況については、登記の専門実務家（司法書士・土地家屋調査士）との共同による、我が国で最も詳細な不動産登記法の逐条解説書の執筆、国際比較法アカデミー研究大会における、日本人研究者としては唯一、かつ、この分野に置ける最初の包括的比較法研究報告の実施、ユネスコ国内委員会文化活動小委員会委員長としてユネスコ記憶遺産の選定に関与、など、各教員が、それぞれの専攻分野の特性を活かしつつ、「地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究」を展開していることがわかる。

また、学部・学府等の研究成果を学術面及び社会、経済、文化面から見ても、フランスを代表する憲法学者・法哲学者の論文の翻訳による日本の憲法学界・法哲学界への多大な貢献、中国人留学生のための、日中両国語で書かれた「論文の書き方」入門書の出版など、それらの成果は「卓越した水準」あるいは「優秀な水準」にあると判断できる。

さらに、外部からの評価においても、版や刷を重ねる著書が出版され、また、複数の書評が出されたり、権威ある雑誌に掲載されたりするなど、高い評価を得ている。

以上により、リサーチポリシー（研究 3 ポリシー）の実現の観点から見て、研究成果の状況が優れており、関連する学会、地域社会、国、地方自治体、国際社会等、本研究院で想定する関係者から期待される水準を上回るものと判断される。

### Ⅲ 「質の向上度」の分析

#### (1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

論文・著書等の研究業績や学会での研究発表の状況を第1期と比較すると、特に論文に関しては、第1期における論文の発表数が年平均45であったのに対し、第2期では94と倍増している。

また、研究資金の受入れについて第1期と比較すると、寄付金の受入額が倍増したほか、科研費以外の競争的資金（政府開発援助ユネスコ活動費補助金、平成成26年度スーパーグローバル大学創成支援(SHARE-Q)等の獲得、共同研究の件数増加といった変化が見られる。

さらに、「国内国際政策形成・学術振興への寄与活動」が第1期(H16～21)は38件であったところ、第2期では128件と増加し、中でも、第1期評価期間では見られなかった国際政策形成への寄与活動の件数が増えていることがわかる。

以上により、研究活動や社会貢献において、質的に向上したと判断される。

#### (2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

組織単位で判断した研究成果の質の状況については、専門実務家との共同執筆による、わが国で最も詳細な逐条解説書の出版、国際的な研究大会における、唯一の日本人研究者としての包括的研究報告、ユネスコ国内委員会委員長としての記憶遺産選定への関与等、各教員が、それぞれの専攻分野の特性を活かしつつ、「地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究」を展開しており、第1期と比較しても、国外における学会報告を多く行い、全世界から7名選抜される特別講義の講師に選抜され（講師として選抜されることが世界一流の国際法学者であるとみなされる）、全世界から集まった聴講生に対し連続講義を行うなど、本研究院の教員が、国外からも高い評価を得ていることがわかる。

また、学部・学府等の研究成果の学術面及び社会、経済、文化面での特徴については、フランスを代表する憲法学者・法哲学者の論文の翻訳による日本の憲法学界・法哲学界への多大な貢献、中国人留学生のための、日中両国語で書かれた「論文の書き方」入門書の出版など、複数の書評により高く評価され、権威ある雑誌へ掲載されていることから、「卓越した水準」あるいは「優秀な水準」にあると判断できる。

以上により、学部・学府の研究目的に照らして、重要な質の変化があったと判断される。